

平成28年度第2回防府市廃棄物減量等推進審議会 議事概要	
開催日時	平成28年10月26日(水) 10時00分～11時30分
場 所	防府市クリーンセンター 可燃ごみ処理施設2階会議室
出席者	<委員> 広石委員(会長)、土井委員(副会長)、大村委員、松永委員、末富委員、大嶋委員、中司委員、弘中委員、宗像委員、田中(靖)委員、梅田委員、原田委員、脇委員、今村委員、白銀委員 ※欠席：齋藤委員、磯野委員、阿部委員、田中(裕)委員、時乗委員
	<行政> (事務局) 岸本生活環境部長、大田クリーンセンター所長、金澤所次長、石井所次長補佐、工棟庶務係長、原田調整係長、河原主任、白瀧主任
傍聴者	0名

- 1 開会 <省略>
- 2 生活環境部長あいさつ <省略>
- 3 会長あいさつ <省略>
- 4 諮問事項の審議
防府市ごみ処理基本計画(見直し案)について

防府市ごみ処理基本計画 中間年度・見直し(案)の訂正について

(事務局) <資料による説明>

(委員)
このごみ処理基本計画は、発生抑制(リデュース)も含めての計画と考えてよろしいでしょうか。

(事務局)
リデュースも含めての計画となっています。

(委員)
P16に「ごみ減量化の取組」という項目があるが、生ごみの発生抑制についての記述が全くない。現在、社会問題として食品ロス(ごみ)のことが注目を浴びており、家庭から排出される生ごみのうち、食べられるのに破棄されるものが約40%といわれている。このような食品ロス(ごみ)の削減については、日本だけでなく国連でも取り上

げられる全世界的な課題であるため、食品ロスの削減への取組といったことを計画の中に入れてはどうでしょうか。

(事務局)

P16の項目につきましては、取組の実績についての部分となり、これまでの計画の中には設けていなかった食品ロスについての取組については、P37の「④ マイバッグ運動の推進」という個別施策の中に新たに記載しております。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。また、可能であれば、もう少し具体的に記載をいただければと思います。

(議長)

具体的にというのは、どういったものでしょうか。

(委員)

県内では2団体、フードバンクも活動しておりますので、そういった団体を活用するといったことなど、新たな取組としてそういった具体的な内容を加えることも検討いただけたらと思います。

(事務局)

委員から御意見のありましたフードバンクの活用という点につきましては、廃棄物の減量という面だけでなく、福祉的な側面もあり、大都市圏等においてはフードバンクによる飲食の提供が行われたといったニュースも目にいたしております。しかし、その実際の活動等の詳しい情報については、市として持ち合わせておらず、防府市だけで取り組むには限界がございます。そのため、防府市も参加しております、山口県の食品ロス削減推進協議会における議論を経て、県全体で取り組むことで、実効性を挙げることもできるのではないかと考えておりますので、このことにつきましては、今後の検討課題ということとさせていただきたいと思います。

(委員)

P47の「⑪ 温室効果ガス排出量の削減」の2行目に「温室効果ガス排出量の約4割の削減を目指します」とあるが、この本文の書き方ではどの時点から4割を削減するのかが明確でないため、「基準年度（平成23年度）と比較して」などの文言を加えてはどうでしょうか。

(事務局)

そのような文言を加えようと思います。

(委員)

基準年度が何年であるかといった記述については、本文のすぐ下にある図にも基

準年度という文言がありますので、わざわざそこまで詳細に記載する必要はないのではないのでしょうか。

(委員)

本文を読んでいる中で、何年という標記があったほうが読みやすいのではないかと思いますので、検討してください。

(議長)

それでは、ここの書き方につきましては、事務局に一任という形でよろしいですか。

(委員)

それで結構です。

(委員)

P17表13の※印3とP46表21の※印6にある「アルミ」という記載も「アルミニウム」に訂正すべきではないのでしょうか。

(事務局)

どちらも、「アルミニウム」に訂正します。

(委員)

数値目標について、何グラム減らしましょうといった、ただの数字ではなくて、例えば「ペットボトルを1本リサイクルすれば1円が節約できるので、毎日1円ずつ節約しましょう。節約された分は図書館に本を増やします。」などの、より具体的な目標を掲げたほうが市民の皆さんにわかりやすく、取り組みやすいのではないのでしょうか。

(事務局)

今後、計画見直し後の啓発等においては、具体的な数字を用いて啓発をしたいと考えています。

(委員)

P44の「③ ごみステーションの適正管理の推進」で「自治会等により清潔・安全かつ適正な維持管理が行われるよう支援します。」とありますが、これは今までの取組から何かが変わっているのでしょうか。それと、P26にある図22のアンケート結果で「啓発施設があることを知らないので、利用したことがない。」という回答が半数を占めているが、これに対する施策が記載されているところがあれば教えてください。

(事務局)

ごみステーションへの支援につきましては、現行のごみ処理基本計画にも記載を
しており、今後も引き続き支援を行うというものであり、現行の計画と変わるもの
ではありません。

啓発施設の PR につきましては、P 3 6 の「① 施設を活用した環境教育・環境
学習」にありますように、市内の各種イベントで PR を行っております。

(委 員)

その PR は、今までも実施されていたのですか、それともこれから初めて実施す
るのでしょうか。

(事務局)

市内のイベントでの PR につきましては、これまでも行っており、引き続き実施
するものです。また、P 3 6 の本文最下段にある「さらに、ごみ・環境問題に対す
る意識啓発のためのイベントを実施することで幅広い世代に対する意識啓発に努
めます。」という記述は、今回の見直しで加えたもので、具体的には、先行して昨
年からクリーンセンターエコまつりを実施しております。

(委 員)

わかりました、啓発施設についても PR をされなければ何の意味もありませんの
で、しっかりと PR をしてください。

(議 長)

自治会によるごみステーションの設置の件について、場所の選定や設置の方法な
どといった大まかなところの説明をしてもらえませんか。

(事務局)

まず、ごみステーションにつきましては、ただゴミ袋を置くだけのものと、ネッ
トをごみ袋にかぶせているもの、ごみ収納容器のボックスを設けているものの 3 種
類に大別できます。

設置の基準につきましては、ステーションを利用する世帯が一定数以上あること
を原則としております。また、設置に伴いまして、道路上であれば道路法上の制約
等がありますので、設置される自治会には、それぞれ、その場所を所管する部署と
の協議をお願いしております。クリーンセンターとしましても、制約があるから一
律にだめというのではなく、他に適当な場所がないか、その場所で収集に支障がな
いかといった色々な観点から見て、御相談に乗っているという状況でございます。

収納容器につきましても、市から補助金を出して促進をしているというところで
ございます。

(議 長)

ありがとうございます。

(委 員)

この集積施設への補助はいつ頃からしているのでしょうか。昔は、地域の人たちで費用を出し合って設置していたように思うのですが。

(事務局)

正確には覚えていませんが、かなり昔からあったと思います。この制度につきましては、自治会に対する補助ですので、自治会に向けて毎年お配りしている補助金ガイドに掲載しております。

(委 員)

そういった情報について、自治会長に対してお知らせをしても、自治会長によっては、そのような制度を積極的に利用しようとする方もいれば、そうでない方もいらっしゃると思うので、もっと広く市民に向けてそういった制度についての広報をしていただきたい。

(議 長)

委員さんからこのような御意見がありますので、まずは委員の皆さんにクリーンセンターに係る部分だけでも良いので、このような補助の制度がありますよといったものをお配りしてはどうでしょうか。

(事務局)

ただいま会長から委員の皆様にお配りしてはとのお話がありましたが、それだけではなく、集積施設は班単位で管理されていることが多いとのことですので、地域の各班等に周知することができるよう広報に取り組んでいきたいと思えます。

(委 員)

紙製容器包装や紙パックの分別についての啓発が更に必要なのではないのでしょうか。

(委 員)

それらの分別については、ごみ処理カレンダーやごみの分け方出し方といったものできちんと説明がしてあるので、これらのものをもっと見てもらうということが必要なのではと思います。

(委 員)

P16のごみ減量容器等購入費補助金制度についてですが、以前、市議会で議員が質問されていますが、「キエーロ」というごみ減量容器についても補助の対象としてはいかがでしょうか。

(事務局)

「キエーロ」につきましては、使い勝手や、どこでも使えるものなのか、また、

簡単に入手できるのかといったことなどについて、これから勉強をしたいと思いません。

(委員)

ごみステーションに草ごみが大量に出ているのを良く見かけるが、この草ごみについて、堆肥化などをはじめとした減量化を啓発してはどうか。

(事務局)

堆肥化の方法や啓発の方法について研究いたします。

(委員)

生ごみ処理機についてですが、市内の惣菜工場で、消滅型の生ごみ処理機を使用しています。これは、ごみを入れますと、最終的にほぼ水になって出て行くというものです。現在は、直接下水に流すことができないなどの規制がありますが、改良が進めば更に普及するものではないかと思えます。

次に、紙ごみについてですが、市内のスーパーなどでは敷地内に回収施設を持っているところがたくさんあります。これをもっとアピールすることで、紙ごみを燃やせるごみに出さず、リサイクルに回すような啓発をお願いしたいと思えます。

次に、マイバッグ持参運動についてですが、ごみの焼却施設によっては、生ごみなどの可燃ごみを焼却する際に重油を添加して燃やす必要があるが、レジバッグがあればこの重油の添加が不要であるという話を聞いたことがあるのですが、防府市ではどうなのでしょう。

(事務局)

生ごみ処理機について、おそらく事業用のものと思うのですが、そういったものを採用していらっしゃるということを含め、情報を把握しておりませんので、ぜひこういったものなのか見学させていただけたらと思っています。

次に、紙ごみについてですが、特にスーパーで新聞や雑誌の回収ボックスを設けているところが多く、市民の皆様にご利用されているところでございます。この店頭回収されている資源ごみにつきまして、量の正確な把握が困難なため、現在のリサイクル率の実績には含めることができない状況でありますので、正確な数値等の把握等に向けて、店頭回収をしていらっしゃる事業者との協議の場というものを設けることができればと考えております。

次に、レジバッグについてですが、ごみの分別が進み、紙類やプラスチック類が減ったおかげで、生ごみなどの水分を含んだごみを焼却するためのカロリーが足りなくなり、重油を添加するという話は、他市においてよく聞きます。しかし、防府市においては、燃焼効率の良い焼却炉を整備し、生ごみなどについてはバイオガス化施設で処理を行うことで水分量が減るため、重油を添加して焼却するということは行っていません。そのため、レジバッグなどのプラスチック類につきましても、燃やせるごみに出すのではなく、資源ごみとして出してもらいたいと思っています。

(委員)

食用廃油のリサイクルについて、資源回収を行っている団体に一斗缶などを貸し出して、食用廃油を収集し、それを燃料化して収集車等の燃料とすることで、非常に良い啓発になるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

次に、これは徳島県の高等学校でのことなのですが、みどりのリサイクルと違って、剪定木や草などを燃やすのではなく、破砕して堆肥化するという活動を行っているとのことでした。防府市でどの程度の量になるのかはわかりませんが、自治会の一斉清掃などで集まった草木を1か所に集めて堆肥化し、イベントのときなどに市民の皆さんに配るなどの活動をされてみてはどうでしょうか。

(事務局)

1点目の食用廃油につきましてですが、以前の審議会でも古布のリサイクルなどとともに御意見をいただいておりますので、これからの検討課題とさせていただきますと思います。

2点目の剪定木等の堆肥化につきましてですが、クリーンセンターでも春と秋には相当量の剪定木などが入ってきており、これらを有効利用できれば、ごみの焼却量も減ることになるため、委員の御意見にあるように、クリーンセンターで率先して堆肥化を進めて、イベントで配るというところまでできれば良いとは思いますが、これにつきましても、今後の取組課題とさせていただければと思います。

(委員)

45ページにある「高齢者等ふれあい戸別収集の実施」につきまして、非常に素晴らしい制度だと思いますので、ごみ出しが難しい人に広く利用してもらうため、利用の要件をできるだけ緩やかにしてもらえないでしょうか。また、制度の説明等に際してはできるだけわかりやすい形で行っていただければと思います。

(事務局)

この制度につきましては、前回の審議会でも参考として説明資料をお配りしていると思いますが、平成28年7月1日から開始しており、既に何件かは収集を行っております。

対象者の要件についてですが、この制度は、自助・共助でまかなえない部分について、市で支援しようとするもので、実際にどの程度のニーズがあるのかわからない部分もありますので、今後、要件の見直しが必要となれば、関係者等との協議を行いながら、検討していくことになると思います。

(委員)

現在、どの程度の申請が出ているのでしょうか。

(事務局)

申請を受けているのが、4件です。

(委員)

この制度を利用するための申請書はどこに置いてあるのでしょうか。また、提出してどの位の期間で収集をしてもらえるようになるのでしょうか。

(事務局)

申請書はクリーンセンターにも置いていますが、高齢福祉課や障害福祉課、出張所などにも置いてあります。また、提出先はクリーンセンターではなく、利用者の要件に該当する部署になりますので、高齢福祉課や障害福祉課となります。申請から収集開始までの期間につきましては、申請書を受理した部署とクリーンセンターでそれぞれ審査や確認等を行いますので、1か月程度の期間をいただいております。

(委員)

申請を行うことができるのは本人だけなのでしょうか。

(事務局)

介護を受けていらっしゃる人については、ケアマネージャー等を通じて申請することができますし、障害をお持ちの方につきましても、支援員等を通じて申請することができます。

(議長)

ほかに質問がなければ終わりたいと思います。

それではお諮りします。今回の審議会での内容を持ちまして、審議会から答申を行うということによろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(議長)

ありがとうございます。それでは、これらを踏まえまして、事務局から何かありますか。

(事務局)

御審議ありがとうございました。それでは、本日いただいた御意見を踏まえまして審議会として市長に答申を行いたいと思います。

本日いただいた御意見をもとに、新たに訂正を行う部分について改めて確認をさせていただきます。

1点目は17ページの表13にあります※3の注釈につきまして「アルミ」を「アルミニウム」に訂正します。

2点目は46ページの表21にあります※6の注釈につきまして、こちらも「ア

ルミ」を「アルミニウム」に訂正します。

3点目は47ページの「⑪温室効果ガス排出量の削減」について、2行目の「温室効果ガス*排出量の約4割の削減を目指します」という記述につきまして、いつの数値から4割の削減を目指すのかわからないとのことでしたので、この文章中に基準年度についての記載を加えたいと思います。書き方等については、事務局に一任とのことでしたので、事務局にて訂正を行いたいと思います。

修正箇所は以上であったと思います

それでは、この答申案につきまして、11月8日に会長から市長に対して答申を行っていただきます。その後、市といたしましては、12月議会に計画を議案として上程することとなりますが、議案作成の課程で、議案作成担当部局が審査を行い、言い回しなどの軽微な修正がある可能性があります。そのような場合における修正については、会長又は事務局に一任ということをお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

(議 長)

一任ということよろしいでしょうか。

(委 員)

異議なし。

(議 長)

それでは一任ということで、お願いします。

ほかに、事務局から何かありますか。

5 その他

クリーンセンターエコまつりについて

(事務局)

<資料による説明>

(議 長)

ただいま事務局から、クリーンセンターエコまつりについての説明がありましたが、これについて何か御質問等がありますか。

(委 員)

手元のチラシにリユース家具の大抽選会とありますが、リユース家具はどんなものがあるのかということは、事前にわかるのでしょうか。

(事務局)

クリーンセンターのホームページに掲載するとともに、エコまつりの日まで、クリーンセンター内の大抽選会を行う会場に展示をいたします。

(議 長)

このイベントについての啓発はしっかりとやっておられるのですか。

(事務局)

イベントの啓発活動につきましては、10月15日号の市広報への掲載や、FMわっしょいに出演しての広報、各公民館や市役所、図書館等へのチラシの配置、市内の保育園、保育所、幼稚園、小学校、中学校へのチラシの配布などを行っております。

(委 員)

こういったチラシを作成する際に、スペースの問題もあるでしょうが、文字だけでなく、色々な写真を使ったりして、いかに興味を持ってもらって、来てもらうかということを考えて作ってもらいたいです。

(事務局)

御意見ありがとうございます。今後、作成する際にはそういった点についても注意したいと思います。

(議 長)

ほかにはございませんか。

ないようでしたら、これで審議会を終了したいと思います。

6 閉会